

日田市簡易水道事業の水道事業への統合及び給水施設事業への移行並びに日田市特定環境保全公共下水道事業及び日田市農業集落排水事業への地方公営企業法の全部適用等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について（趣旨）

1. 目的・理由

日田市簡易水道事業の水道事業への統合及び給水施設事業への移行並びに日田市特定環境保全公共下水道事業及び日田市農業集落排水事業への地方公営企業法の全部適用等に伴い、関係する3本の規則を整備すること。

2. 内容

- (1) 簡易水道事業の水道事業への統合及び給水施設事業への移行に伴い、日田市水道条例施行規則及び日田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規則において、所要の規定の整備を行うこと。
- (2) 農業集落排水事業への地方公営企業法の全部適用に伴い「日田市農業集落排水処理施設条例施行規則」を廃止すること。

3. 施行の時期

令和2年4月1日

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第7号及び第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

第7号 「規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき」に該当するため。(2(2))

第8号 「日田市簡易水道事業の水道事業への統合及び給水施設事業への移行並びに日田市特定環境保全公共下水道事業及び日田市農業集落排水事業への地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例」の施行等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであるため。(2(1))